

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

伊達市アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道伊達市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

伊達市では、「ウシヨロケシ（アイヌ語で湾の端を意味する）」と名づけた有珠湾を中心に共同体を形成したことから、現在でも「有珠（うす）町」「若生（わつかおい）町」など、アイヌ語由来の地名がいくつか残されている。江戸時代になつた頃には有珠に大きな村（コタン）があり、交易する場所の「会所」なども存在した。

また、アイヌ語研究に情熱を注ぎ、聖書をアイヌ語に訳して「アイヌの父」と呼ばれたバチラー博士とも縁がある。バチラー博士は明治11年から何度も有珠を訪問してアイヌの人々との交流を深め、有珠のアイヌコタンで生まれた向井八重子（後のバチラー八重子）を養女に迎えた。八重子はキリスト教の布教に努め、昭和12年には有珠に「バチラー夫妻記念堂」を建てた。これはアイヌとの関わりの深さを象徴するもののひとつとなっている。他に、平成3年には「アイヌ記念碑（後に「伊達市先住民族 アイヌ慰靈碑」と書換え）」も建立した。

当市の活動は、昭和21年4月の北海道アイヌ協会設立時に伊達支部を結成したことから始まる。その際、有珠出身でバチラー八重子の弟である向井山雄が北海道アイヌ協会の理事長として選出されている。北海道アイヌ協会の改称に伴い、平成26年4月には「伊達アイヌ協会」へと改称した。

これまで、有珠生活館を拠点として、アイヌ文化の振興や伝承を図るとともに、会員相互の親睦や交流を行ってきた。近年ではルウンペ複製やチヂリの実践講座など活発に活動しており、令和元年7月には、市民向けにアイヌ協会作品展及びアイヌ文様刺繍講座を同時開催したところである。また、毎週水曜日にボランティア講師を迎えて勉強会（児童生徒向け）を行い、春・秋には読書会を開催している。

更に、平成31年4月に事業を開始した歴史文化ミュージアムにおいてもアイヌ関連資料や民具を展示しており、市民がアイヌ文化に触れる機会の充実が図られている。

アイヌ協会や本市施策により、市民の関心は高まりつつあるものの、歴史や文化に触れる機会が十分とはいえない状況であるほか、アイヌ協会員の高齢化などにより文化等の担い手が不足している。また、伊達アイヌ協会の活動拠点となっている有珠生活館（昭和37年建設）については、老朽化が著しく、日常的な利用にも支障を來しており、建替えの要望も多い。

こうした課題があることから、アイヌ文化等の担い手を確保するため、引き続き実践講座や学習支援などの取組をすすめる。また、コミュニティ施設の整備やだて歴史文化ミュージアムによるアイヌ関連の特別展示なども行い、市民がアイヌ文化等に触れる機会の増加に努める。

※アイヌ関連団体

- ・伊達アイヌ協会（設立：昭和21年4月）

※アイヌ文化等関連施設

- ・有珠生活館

所在：北海道伊達市向有珠町無番地

現況：昭和37年12月17日建設、昭和38年4月1日事業開始

刺繍体験や読書会など地域住民の交流の場となっている。

- ・だて歴史文化ミュージアム

所在：北海道伊達市梅本町57番地1

現況：平成31年4月3日事業開始

アイヌ関連の資料・民具の展示を行っている。

- ・噴火湾文化研究所

所在：北海道伊達市館山町21番地5

現況：平成17年4月1日事業開始

アイヌ遺骨を特別保管室、アイヌ文化の出土品は収蔵庫にて温湿度管理のもと管理を行っている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業		観光の振興 その他の産業の振興に資する事業
KPI	アイヌ文様刺繡講座参加者数	視察(白老町)参加者数	だて歴史文化ミュージアム入館者数
令和2年度 (基準年度)	40人/年間	40人/年間	20,000人/年間
令和3年度 (中間目標)	40人/年間	40人/年間	21,000人/年間
令和4年度	40人/年間	-	22,000人/年間
令和5年度 (最終目標)	40人/年間	-	23,000人/年間

事業	地域内若しくは地域間の交流 又は国際交流の促進に 資する事業	
KPI	生活館 利用者数	コミュニティ活動 (釧路市阿寒町) 参加者数
令和2年度 (基準年度)	-	40人/年間
令和3年度 (中間目標)	-	40人/年間
令和4年度	3,000人/年間	40人/年間
令和5年度 (最終目標)	6,000人/年間	40人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■アイヌ遺骨保管事業

アイヌ遺骨は噴火湾文化研究所の特別保管室、アイヌ文化の出土品は収蔵庫にて温湿度管理のもと管理を行う。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ伝統技術の市民への普及事業

アイヌの伝統技術を市民へ周知するべく、アイヌ文様刺繡講座を開催

■子どもと行く道内アイヌ施設等の視察事業

市内の児童と父母をはじめとする市民とともに、道内のアイヌ関連施設への視察をすることにより、アイヌの伝統等の理解を促進する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化の魅力発信事業

だて歴史文化ミュージアムにおいて、伊達市が持つアイヌ文化と武家による和人文化との接触の歴史等を展示資料により広く発信する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■有珠生活館建替事業

伊達アイヌ協会の活動拠点である有珠生活館老朽化に伴う建替えを行うことにより、協会員が多く居住する地区におけるコミュニティ活動の発展に寄与する。

■アイヌ高齢者等のコミュニティ活動事業

アイヌ高齢者を中心として、市民とともに道内のアイヌ関連施設を視察することにより、アイヌの人々と市民の交流を図る。

5 計画期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4－2と同じ

事業期間：令和2年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：548千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4－3と同じ

事業期間：令和2年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：4,764千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4－4と同じ

事業期間：令和2年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：69,675千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4－1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4－2に記載する事業は、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4－3に記載する事業は、地域においてアイヌ文化を広く発信することによって、アイヌの歴史や文化に触れる機会を増やすことで、その歴史や伝統が尊重される社会の実現を図る事業であり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4－4に記載する事業は、アイヌの人々のコミュニティ活動の支援や、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、本市の事業として実施するものであり、「伊達市暴力団の排除の推進に関する条例」に基づき暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、本市の事業として実施するものであり、事業担当課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、本市の事業担当課にて作成したものであり、その妥当性も検証している。

■地域住民の意見聴取

当該アイヌ施策推進地域計画の策定に当たっては、伊達アイヌ協会と意見交換等を行っているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載する全事業について、実績値を公表する。

また、目標の達成状況等について毎年検証を行い、改善点が生じた場合には、それらを踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度10月に庁内及び伊達アイヌ協会等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市ホームページにて公表する。